

事務連絡  
令和2年12月22日

各道府県 軌道法等担当課長 殿  
各指定都市 軌道法等担当課長 殿

国土交通省道路局路政課課長補佐  
鉄道局施設課課長補佐

### 軌道法等の一部改正に伴う権限移譲対象事務について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和2年法律第41号。以下「第10次地方分権一括法」という。）については、令和2年6月3日に成立し、6月10日に公布されたところです。この第10次地方分権一括法において軌道法（大正10年法律第76号）の一部が改正され、令和4年4月1日から施行されます。

この改正の趣旨及び内容については、令和2年7月20日付け国道政第27号、国鉄施第90号で周知したところです。

あわせて、鉄道線路の道路への敷設の許可（鉄道事業法第61条第1項ただし書）に係る都道府県知事の事務・権限についての政令及び省令の一部が改正される予定です。

現在、関係する政令及び省令の改正に向けた作業を進めているところですが、各指定都市における組織体制の構築等の参考とするため、現時点で検討している権限移譲対象事務を別紙1・2のとおりお知らせします。

つきましては、道府県においては、指定都市との間での推進体制の構築をはじめとする環境整備や技術的助言、研修や職員の派遣などの必要な支援を指定都市に対して実施していただきますようお願いいたします。

また、指定都市においては、道府県からの支援を活用し、庁内での推進体制の構築をはじめとする環境整備を行っていただき、適切な事務執行のための必要な準備等をお願いいたします。

別紙1 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令、軌道法施行令及び軌道法施行規則のうち権限移譲の対象として検討している事務一覧

別紙2 鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令及び鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令のうち権限移譲の対象として検討している事務一覧

問合せ先

(委任政令、法施行令、法施行規則関係)

鉄道局施設課 03-5253-8111 (内線 40843)

(道設政令、道設省令関係)

道路局路政課 03-5253-8111 (内線 37343、37345)

別紙 1

軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令（以下「委任政令」という。）、軌道法施行令（以下「法施行令」という。）及び軌道法施行規則（以下「法施行規則」という。）のうち権限移譲の対象として検討している事務一覧

※◎印は処分権限を有する者

通番	内容	根拠条項	都道府県 知事	地方運輸 局長	国土交通 大臣
①	工事施行の認可	法第 5 条第 1 項 (経由：法施行令第 5 条第 1 項) (意見：法施行規則第 10 条)	経由 意見		◎
②	工事施行の認可に係る道路管理者の意見徴収	法施行令第 5 条第 2 項において準用する法 施行令第 2 条第 1 項	◎		
③	工事施行の認可に係る道路管理者の意見等の国 土交通大臣への送付	法施行令第 5 条第 2 項において準用する法 施行令第 3 条	◎		
④	工事施行の認可等に係る道路管理者等への通知 等	法施行令第 7 条	◎		
⑤	工事施行の認可の申請期間伸長の認可	法第 5 条第 2 項 (経由：法施行令第 7 条の 2)	経由		◎
⑥	工事着手、竣工期限の伸長の認可	法第 7 条第 2 項において準用する法第 5 条 第 2 項 (経由：法施行令第 8 条第 3 項)	経由		◎
⑦	工事費用負担に関する裁定	法第 8 条第 2 項 (経由：法施行令第 11 条の 2)	経由		◎

⑧	道路の維持及び修繕の費用負担に関する裁定	法第 12 条第 2 項後段において準用する法第 8 条第 2 項 (経過：法施行令第 11 条の 2)	経過		◎
⑨	線路又は工事方法書記載事項変更の認可（大臣案件）	法施行令第 6 条第 1 項 (経過：法施行令第 6 条第 2 項)	経過		◎
⑩	線路又は工事方法書記載事項変更の認可に係る道路管理者の意見徴収（道路に重大な関係を有するもの）	法施行令第 6 条第 3 項において準用する法施行令第 2 条第 1 項	◎		
⑪	線路又は工事方法書記載事項変更の認可に係る道路管理者の意見等の国土交通大臣への送付（道路に重大な関係を有するもの）	法施行令第 6 条第 3 項において準用する法施行令第 3 条	◎		
⑫	運輸開始の認可	法第 10 条	◎		
⑬	運輸開始認可の承認（都道府県知事申請）	法施行令第 13 条第 1 項	申請		◎
⑭	運輸開始前又は開始後の竣工検査	法施行規則第 13 条	◎		
⑮	線路又は工事方法書記載事項変更の認可（都道府県知事案件・運輸局長協議を要さないもの）	法施行令第 6 条第 1 項 (委任：委任政令第 1 条第 1 項) (報告：委任政令第 1 条第 5 項)	◎		報告
⑯	線路又は工事方法書記載事項変更の認可（都道府県知事案件・運輸局長協議を要するもの）	法施行令第 6 条第 1 項 (委任・協議：委任政令第 1 条第 2 項) (報告：委任政令第 1 条第 5 項)	◎	協議	報告
⑰	認可等に係る都道府県知事から関係都道府県知事への通知	法施行令第 16 条	◎		
⑱	既認可又は確認を受けた車両の購入の認可	法施行規則第 13 条の 2 第 3 項 (委任：委任政令第 1 条第 3 項)	◎	協議	

⑲	車両設計の変更の認可	法施行規則第 13 条の 3 第 1 項 (委任：委任政令第 1 条第 3 項)	◎	協議	
⑳	他の鉄道又は軌道の車両の運転の認可	法施行規則第 18 条の 2 (委任：委任政令第 1 条第 3 項)	◎	協議	
㉑	線路又は工事方法書記載事項変更の軽微な事項の届出	法施行令第 6 条第 1 項ただし書 法施行規則第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項	◎		
㉒	工事の着手又は竣工の届出	法施行令第 8 条第 1 項 (報告：法施行令第 8 条第 2 項)	◎		報告
㉓	車両設計の変更の軽微な事項の届出	法施行規則第 13 条の 3 第 1 項ただし書	◎		
㉔	道路管理者による工事の執行の指示の認可（都道府県知事申請）	法施行令第 9 条第 1 項 法施行規則第 14 条	申請		◎
㉕	都道府県知事の道路管理者への軌道工事等の執行の指示及び軌道経営者への通知	法第 8 条第 1 項 (裁定（⑦）：法第 8 条第 2 項) (通知：法施行令第 10 条第 1 項)	◎		裁定
㉖	都道府県知事の道路管理者への維持及び修繕の指示及び軌道経営者への通知	法第 12 条第 2 項 (通知：法施行令第 11 条第 1 項)	◎		
㉗	都道府県知事から軌道経営者への原状回復の工事の指示	法第 24 条第 1 項	◎		
㉘	都道府県知事から道路管理者への軌道経営者の負担における原状回復の工事の指示	法第 24 条第 2 項	◎		
㉙	軌道の監督	法第 13 条	◎		◎
㉚	軌道経営者から業務の委託を受けた者に対する報告の徴収	法第 26 条において準用する鉄道事業法第 55 条第 2 項	◎		◎

⑳	軌道経営者への立入検査	法第 26 条において準用する鉄道事業法第 56 条第 1 項	◎		◎
㉑	軌道経営者から業務の委託を受けた者への立入検査	法第 26 条において準用する鉄道事業法第 56 条第 2 項	◎		◎

別紙 2

鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令（以下「道設政令」という。）及び  
 鉄道線路の道路への敷設の許可手続に関する省令（以下「道設省令」という。）のうち権限移譲の対象として検討している事務一覧  
 ※◎印は処分権限を有する者

通番	内容	根拠条項	都道府県知事	国土交通大臣
①	鉄道線路の道路への敷設の許可	道設政令第 1 条第 1 項	経由	◎
②	申請に係る都道府県知事から関係都道府県知事への通知	道設政令第 1 条第 3 項	◎	
③	進達及び道路管理者の意見の聴取	道設政令第 2 条 道設省令第 4 条第 1 項	◎	